

合法性等証明事業者が認定されました！

既報 118, 122, 124 号でお知らせしましたが、今後、公共工事に木材を納入する場合は最終納入業者が「納入する木材は合法的に伐採、加工された木材である」事を証明しなければなりません。

9 月の説明会のあと、「合法性等証明事業者」の認定募集が始まりましたが、11 月末、鹿児島県林材協会連合会が認定する事業者が決まりました。認定されたのは申請のあった 41 社 54 事業所で、当社も認定されました。この審査の中で、認定された業者が違反した場合、私文書不実記載(?)の罪が問われるのではないかとという事が検討されました。即ち「認証かごしま材」と違い、法律で決められたことだから、刑事罰を問われる可能性があるのではないかとという事でした。そこで、最悪の場合に備えて、認定事業体である林材協会に罪が及ぶことを防ぐために、認定された 41 社は誓約書を出すこととなりました。

「認証かごしま材」の場合は認定工場が発行する「品質証明」と「産地証明」があり、製品にかごしま材のシールが貼ってあれば納入業者は誰でも良かった訳ですが、「合法性等証明」の場合は最終納入業者が証明書を発行しなければなりません。もちろん、伐採から納入業者まで全ての段階で「合法性の証明」がなされなければなりません。途中 1 社でも「合法性の証明」を出せない業者が入ると、その木材は合法材として証明されないことになります。

合法性を証明する方法は以下の通りです。

森林所有者…保安林伐採許可通知書の写し、森林施業計画書の写し、伐採届の写し、国有林売買契約書の写し を次業者へ渡す。

素材生産業者・森林組合…上記写しに認定番号及び事業者名を記載して丸太に添付する

木材流通業・製材業…合法性が証明されていない丸太は分別管理し、認定番号を記載した納品書または証明書を添付して次業者へ渡す。

加工業者・納入業者…合法性が証明されていない製材品や加工品は分別管理し、認定番号を記載した納品書または証明書を添付して次業者へ渡す。

【情 報】

松陽台県営住宅 18 年度も 52 戸建設

認証かごしま材、JAS 材の指定は H17 年度と同じですが、今回からはプレカット加工が導入される見込みです。一部手加工は残るようです。

県法人会の研修会

「利益の構造を理解し、利益を創る」 四元 亮税理士

日時 平成 18 年 12 月 12 日 (火) PM7:00~9:00

場所 サンロイヤルホテル

【定休日】 12 月は 3, 9, 10, 17, 24, 29, 30, 31 日となります

1 月は 1, 2, 3, 4, 7, 14, 15, 21, 28 日となります

ご協力をお願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)

